

改正バリアフリー法

改正バリアフリー法(平成30年5月25日施行)

法施行から11年経過

2020年東京パラ大会の開催を契機とした共生社会の実現が高まる、一億総活躍社会の実現の必要性からバリアフリー化を一層推進

1. 基本理念

- ・理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- ・「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策として、接遇研修モデルプログラムを国土交通大臣が作成
- 事業者が、ハード・ソフト計画*の作成・取組状況の報告・公表を行う制度



【研修の様子(介助の疑似体験)】

3. バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度を創設
- 基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

4. 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- 各施設設置管理者について情報提供の努力義務



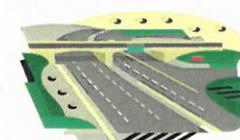
旅客施設及び車両等



貸切バス

遊覧船等

道路/路外駐車場



都市公園



建築物

- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

地域公共交通調査事業(地域公共交通バリアフリー化調査事業)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、**移動等円滑化促進方針の策定**に要する経費を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業

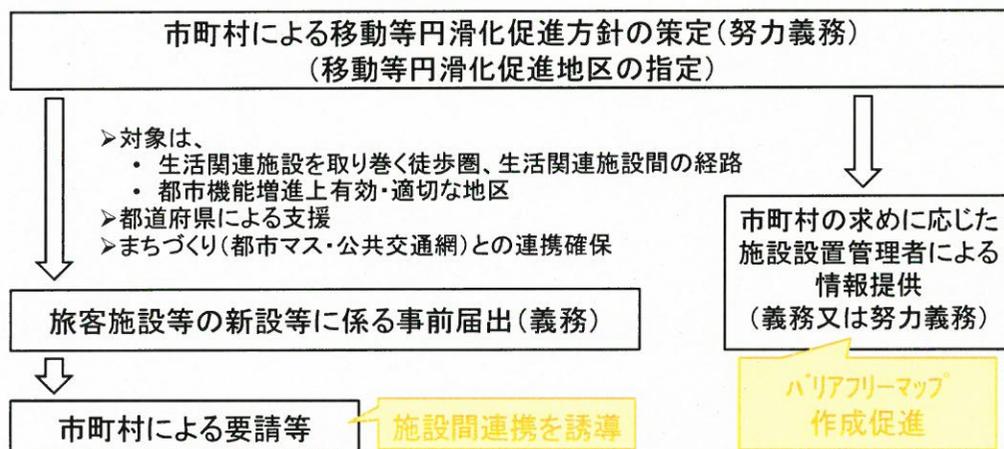
○補助対象者:バリアフリー法第24条の4第1項に規定する協議会の構成員である市町村

○補助対象経費:地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に必要な経費

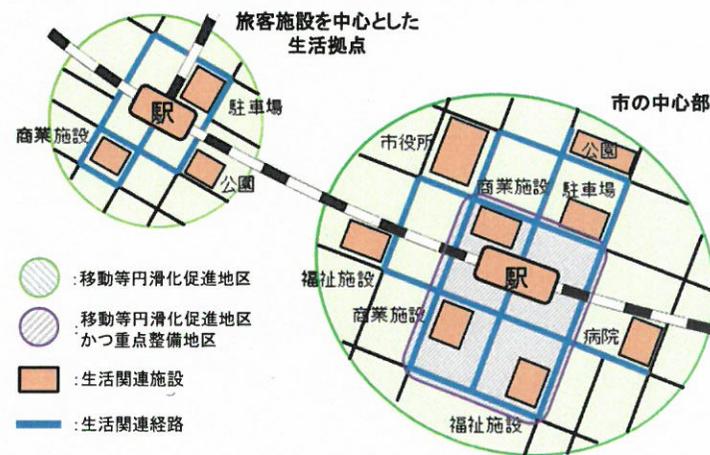
- ・協議会開催等の事務費
 - ・住民・利用者アンケートの実施費用
 - ・短期間の実証調査のための費用
 - ・地域のデータの収集・分析の費用
 - ・専門家の招聘費用
- 等

○補助率:1/2(上限500万円)

<<移動等円滑化方針制度の概要>>



移動等円滑化促進方針及び基本構想のイメージ



《参考資料》 ・『移動等円滑化方針作成に関するマニュアル』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
 ・『交付要綱・実施要領』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

- パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施するホストタウンを促進。これにより地域主導の共生社会の実現を加速すると共に、パラリンピックに向けた機運を全国に波及。
- 平成29年11月に募集開始、12月に先行的な取組事例として6件※1を登録、平成30年5月に7件※2を登録。引き続き共生社会の実現に向けて熱心に取組みを行う自治体の登録を募集

<取組概要>

※1三沢市、浜松市、明石市、宇部市、高松市、世田谷区

※2遠野市、川崎市、神戸市、鳥取県・鳥取市、田川市、飯塚市、大分市

○共生社会の実現に向けた取組の推進

障害のある海外の選手たちを迎えることをきっかけに、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を実施。大会のレガシーにもつなげていく。

車いす対応シャワー



UDツーリズムの検証



点字メニュー



手話通訳サービス



○東京大会の事後交流も含めた、幅広い形でのパラリンピアンとの交流

パラリンピックに向けた機運を醸成すると共に、障害のある選手たちと直に接することで住民の意識を変えていくきっかけとする。



令和2年2月4日

総合政策局安心生活政策課

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定
～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての
共生社会の実現に向け、必要な制度整備を行います～

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

1. 背景

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化することが必要となっております。

2. 概要

(1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守を義務付け
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

(2) 国民に向けた広報啓発の取組推進

【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

(3) バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定の整備

<問い合わせ先>

総合政策局安心生活政策課 渡邊、高橋、三浦、内田

代表：03-5253-8111（内線 25-525、25-526、25-527）

直通：03-5253-8437 F A X：03-5253-1552